

---

○議長（稲葉昭宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時15分）

---

◎議案第78号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉昭宏君） 日程第6、議案第78号 松崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（齋藤文彦君） 議案第78号は、松崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

詳細は担当課長をして説明します。

（総務課長 山本秀樹君 提案理由説明）

○議長（稲葉昭宏君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

○2番（渡辺文彦君） このあいだの全協の時でも伺ったんですけども、人事院勧告が50人規模のところでは算出されているみたいなんですけれども、その算出されている年齢と平均の給与と現状、その松崎の役場以外の方の同じ年齢の平均給与はどのくらいであるか、ちょっとこの辺を、わかる範囲で結構です。説明をお願いします。

○総務課長（山本秀樹君） 今回、人事院勧告に基づいて改正をするということになりますが、これは民間との比較という形になります。

まず、50人規模以上の規模という形になっている理由としては、通常の職員がいて、それで主査等がいて、係長がいて、その上に課長補佐がいて、課長がいるというような、こういうような職階がある事業所というのは、通常50人以上の規模が普通であるというようなことから、同規模の民間事業所との比較ということで、50人以上という形で決めているというようなことでございます。なお、今回、民間の平均というのが、41万円というふうになっております。

わが町の役場の状況としては、今回、人事行政の運営等の公表ということで広報にも載せましたけれども、わが町は平均が31万6500円というような状況です。

なお、松崎町内の給与所得者の平均というのは、出てきておりません。給与所得者の状況に

については、税の方の資料として、納税義務者における所得の状況というのは全体の経費として出ているわけですが、これでは 27 年度に対して 28 年度の方が 1.36 パーセント、28 年度の方が所得は増えているというような状況になります。

あくまでも、一人の給与所得者・・・、給与所得者といっても正職員である場合と正職員ではない場合もこの中には含まれていますので、その辺の状況については、一概にこの税情報からは比較はできないのかなと思います。

ただ、いずれにしても、国と民間との差ということで、民間の方の現行給与 41 万円とかというものに対して、公務員が若干少ないということの今回の調整ですけれども、わが町の給与の率でいけば、それよりはるかに下回っているという現状があるということは言えると思います。

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はありませんか。

○2 番（渡辺文彦君） この引き上げに伴って、職員の平均給与はだいたい一人当たりどのくらい上がって、なおかつその歳出に占める人件費率というのはどのくらいになるのか、教えてくださいいただけますか。

○総務課長（山本秀樹君） 率としては、大きくは変わりません。今回の人勧の給与の引き上げで実際に上がる人数というのが 37 名で、それぞれが 400 円から 1500 円の幅で給料表が上がりますけれども、実際に払う金額として出てくるのは 1500 円の階層のものだけ、要するに、若い階層の人だけで、それ以外は給料表の総合的見直しで給料表が下げられていますので、その下がったところから現給保障をしているところまでのあいだの中で表だけが動くだけで、実際の支払としては、出てくるのは 37 名で、1 月当り 5 万 5500 円です。

これから 4 月からに遡ってということで、4 月から 9 月までの影響を考えると、49 万 9500 円、約 50 万円、給与では 37 人分で増えるという形になります。

それから、ボーナスの方の勤勉手当が 0.1 か月増えるということについては 0.1 か月分で、これは 90 人が対象になります。約 270 万円全員でここは増えるということになります。

給与につきましては、全体でいけば 3 億何某という形になりますので、その中の 50 万円と 270 万円ということですから、率としては大きく変わることはないということでございます。

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

（渡辺議員「もう一度・・・」と呼ぶ）

○2 番（渡辺文彦君） 若手のと言ったけれど、若手の対象はだいたいどのくらい・・・、ぼくはわからないもので、実際どの辺の若手が対象になるのか、ちょっとその辺を・・・、説明をお願い

いします。

○総務課長（山本秀樹君） 90人いる中の通常下から37名というふうに単純にとらえてもらえばいいわけですが、年齢的には33～34歳くらいかなと・・・、入った年度によって35歳とか、そういう人間もいますけれども、遅く入ったのは年齢が上になっていますけれども、だいたい通常でいくと、33歳とか34歳とかというあたりまでは上がります。それ以上の者は前回の総合的見直しで、給料表の見直しということで前回からずっと落とされていますので、給料表だけは上がっても実際もらえる額は変わらないというところが残り50数名がそれにあたるということになります。

○議長（稲葉昭宏君） よろしいですか。

質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（稲葉昭宏君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（稲葉昭宏君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第78号 松崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（稲葉昭宏君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---